

四街道市手数料条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条第1項） その1			別表（第2条第1項） その1		
種類	単位	金額	種類	単位	金額
1～28 (略)	(略)	(略)	1～28 (略)	(略)	(略)
29 消防法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可の申請に対する審査			29 消防法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可の申請に対する審査		
(1) (略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)
(2) 貯蔵所			(2) 貯蔵所		
ア～エ (略)	(略)	(略)	ア～エ (略)	(略)	(略)
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所			オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が			危険物の貯蔵最大数量が		
(ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,450,000円</u>	(ア) 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,180,000円</u>
(イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,720,000円</u>	(イ) 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,410,000円</u>
(ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,920,000円</u>	(ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,590,000円</u>
(エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	同	<u>2,360,000円</u>	(エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,950,000円</u>
(オ) 100,000キロリットル以上	同	<u>2,740,000円</u>	(オ) 100,000キロリットル以上	同	<u>2,270,000円</u>

200,000キロリットル未満のもの (カ) 200,000キロリットル以上	同	5,640,000円
300,000キロリットル未満のもの (キ) 300,000キロリットル以上	同	7,240,000円
400,000キロリットル未満のもの (ク) 400,000キロリットル以上のもの カ～シ (略)	同	8,790,000円
(3) (略)		
30～34 (略)		

200,000キロリットル未満のもの (カ) 200,000キロリットル以上	同	4,550,000円
300,000キロリットル未満のもの (キ) 300,000キロリットル以上	同	5,820,000円
400,000キロリットル未満のもの (ク) 400,000キロリットル以上のもの カ～シ (略)	同	7,070,000円
(3) (略)		
30～34 (略)		

その2

種類	名称	区分	単位	金額
1～30 (略)				
31 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定		1件につき	27,000円

その2

種類	名称	区分	単位	金額
1～30 (略)				

	又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	申請手数料							
32	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円					
33・34	(略)				31・32	(略)			
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画変更認定申	1件につき	33の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数	33	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画変更認定申	1件につき	31の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数

<p>(以下この項において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	請求手数料			料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	<p>(以下この項において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	請求手数料			料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
		<p>摘要</p> <p>1 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(法第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもの係るものを除く。)の変更にあつては、<u>33の項</u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の摘要1に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>					<p>摘要</p> <p>1 共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(法第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたもの係るものを除く。)の変更にあつては、<u>31の項</u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の摘要1に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>		
<u>36</u> (略)					<u>34</u> (略)				
<u>37</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「法」とい	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料		1件につき	<u>34の項</u> 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料に掲げる区分に応じ、それぞ	<u>35</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「法」とい	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料		1件につき	<u>32の項</u> 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料に掲げる区分に応じ、それぞ

う。)第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査				れ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	う。)第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査				れ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
<p>摘要</p> <p>共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（法第5条第6項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、<u>34の項</u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の摘要に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>					<p>摘要</p> <p>共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（法第5条第6項の規定による認定の申請に基づき法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあつては、<u>32の項</u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の摘要に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p>				
38 (略)					36 (略)				
39 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の住宅部分			37 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、 <u>建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項</u> に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の住宅部分		

<p>する審査</p>		<p>に係る部分にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。)により第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p> <p>1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>			<p>する審査</p>		<p>に係る部分にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。)により第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合</p> <p>1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>		
<p>40 (略)</p>					<p>38 (略)</p>				
<p>41 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第13条</p>	<p>(略)</p>				<p>39 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第</p>	<p>(略)</p>			

第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査					2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査				
42 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</u>	(略)				40 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</u>	(略)			
43 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画		1 申請につき	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u>	41 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画		1 申請につき	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u>

<p>する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>軽微変更該当証明書交付申請手数料</p>			<p>る法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>る法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>軽微変更該当証明書交付申請手数料</p>			<p>法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>44 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項の規定に基</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第15条第1項に規定</p>			<p>42 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項の規定に基</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第15条第1項に規定</p>		



づく建築物  
エネルギー  
消費性能向  
上計画の認  
定の申請に  
対する審査

する登録建築物エ  
ネルギー消費性能  
判定機関又は住宅  
の品質確保の促進  
等に関する法律第  
5条第1項に規定  
する登録住宅性能  
評価機関（以下こ  
の項において「登  
録省エネ判定機関  
等」という。）に  
より建築物のエネ  
ルギー消費性能の  
向上等に関する法  
律第35条第1項各  
号に掲げる基準に  
適合していると認  
められたものである  
場合

(1)～(3) (略)

2 登録省エネ判定  
機関等により建築  
物のエネルギー消  
費性能の向上等  
に関する法律第35条

く建築物エ  
ネルギー消  
費性能向上  
計画の認定  
の申請に対  
する審査

する登録建築物エ  
ネルギー消費性能  
判定機関又は住宅  
の品質確保の促進  
等に関する法律第  
5条第1項に規定  
する登録住宅性能  
評価機関（以下こ  
の項において「登  
録省エネ判定機関  
等」という。）に  
より建築物のエネ  
ルギー消費性能の  
向上に関する法律  
第35条第1項各号  
に掲げる基準に適  
合していると認め  
られたものである  
場合

(1)～(3) (略)

2 登録省エネ判定  
機関等により建築  
物のエネルギー消  
費性能の向上に関  
する法律第35条第

		第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合 (1)～(3) (略)				1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合 (1)～(3) (略)			
		<p>摘要</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</u></p>			<p>摘要</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</u></p>				
45 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の</u> 変	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		1申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額	43 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の</u> 変更	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		1申請につき	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額
		<p>摘要</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項の規定による申出があった場</u></p>			<p>摘要</p> <p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による申出があった場</u></p>				

<p>更の認定の申請に対する審査</p>	<p>場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>			<p>の認定の申請に対する審査</p>	<p>合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>		
<p>46 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>1 申請に係る建築物が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合</p>		<p>44 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>1 申請に係る建築物が、<u>登録建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場</p>	

		(1)~(3) (略)				合		
		2 (略)				(1)~(3) (略)		
		摘要 (略)				2 (略)		
47 (略)					45 (略)	摘要 (略)		